2015年5月28日 学園369 改正 2020年2月25日

(趣旨)

- 第1条 この規定は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)および「学校法人常翔学園学術研究倫理憲章」、「学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン」、「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」(以下「不正行為防止に関する規定」という。)に基づき、摂南大学(以下「本学」という。)において、研究活動に関わるすべての者(以下「研究者等」という。)が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録の管理、保存等について必要な事項を定める。(定義)
- 第2条 この規定において研究記録とは、研究の計画、過程、結果、考察を示す以下に掲げるもののうち、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となるつぎのものをいう。
  - イ 資料(実験・観察記録ノート、文書、実験データ、画像など)
  - ロ 試料(実験試料、試薬、標本)や装置など
  - ハ その他研究の計画、過程、結果、考察を示すもの

(研究記録)

- 第3条 研究者等は自身の研究活動を行うにあたりその研究記録を、研究者等が研究活動の公正性等を 説明するために後日の検証が可能となる状態で、第4条に定める期間、保存しなければならない。 (研究記録の保存期間)
- 第4条 研究資料(第2条イ号およびハ号)の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。 試料や装置など(第2条ロ号)については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただ し、関連する法令、資金提供機関による規則または本学の関係規定等に保存期間の定めのある場合 は、それらに従うものとする。
- 2 前項にかかわらず、不正行為防止に関する規定第5条に定める研究倫理教育責任者は、特許出願を 行う場合または研究分野の特性等、特別な理由がある場合、研究者等に意見を聴き、合理的な保存 期間を別に定めることができる。
- 3 研究者等は保存期間が満了する前に研究記録を破棄しなければならない特別の理由があるときは、研究倫理教育責任者の承認を得て、廃棄することができる。この場合において、廃棄する研究記録の内容、当該特別の理由、廃棄年月日その他必要事項を記載した記録を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

(研究記録の保管場所)

- 第5条 研究記録は当該研究を行った研究室等において適切に保存するものとする。
- 2 研究者等の退職や研究室等が廃止等の理由により研究記録を研究室等で保存できない場合は、当該 研究室等が属する各研究科・学部等の研究倫理教育責任者が、保存場所を確保する等必要な措置を とるものとする。

(研究記録の開示または提出)

- 第6条 研究者等は、つぎの場合、不正行為防止に関する規定第4条に定める統括管理責任者の求めに 応じ、速やかに研究記録を開示または提出しなければならない。
  - イ 不正行為防止に関する規定第2条ロ号に定める研究不正に係る疑義が生じた場合
  - ロ その他不正行為防止に関する規定第3条に定める最高管理責任者が必要と認めた場合
- 2 統括管理責任者は、前項において研究記録の開示または提出を受けたときは、当該研究に係る公表前のデータまたは論文等の研究上もしくは技術上の秘密とすべき情報が漏えいすることのないよう 十分に配慮しなければならない。

(細則)

- 第7条 この規定に定めるほか、研究記録に関する必要な事項は、別に定めることができる。 (規定の改廃)
- 第8条 この規定の改廃は、研究倫理委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を 得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2015年5月28日から施行し、2015年4月1日から適用する。
- 2 この改正規定は、2020年4月1日から施行する。